

# 第8回 「浣腸時の体位選択と 看護師の過失」

弁護士 山下洋一郎・山口 祐輔

## 1.はじめに

今回は、介護老人保健施設において浣腸を受けた後、敗血症により死亡した入所者について、看護師に浣腸時の体位選択に関する過失があったと判断した裁判例（大阪地裁平成24年3月27日判決）について紹介します。

## 2.事案の概要

- ① A（80歳女性）は、Yが運営する介護老人保健施設において、短期入所療養介護サービスを利用。
- ② Aには3日間排便がなく便秘が続いたため、看護師Bが浣腸を実施。その際、Bは、トイレ内でAを中腰の姿勢で立たせ、立位の状態のまま、ディスポーザブルグリセリン浣腸剤60ml入りLタイプの浣腸器具を使用。
- ③ Aは、約4時間後に嘔吐、腹痛等を訴え、2日後に敗血症により死亡。腹部CT検査では、直腸の穿孔が認められた。Aは、腎不全のため血液透析を受けるなど腸管脆弱化の要因を有していた。

## 3.裁判所の判断

裁判では、Bの過失の有無に関して、「浣腸を立位ではなく左側臥位で実施すべきであったか否か」が争われました。

本判決は、浣腸時の体位選択にかかる医療水準について、浣腸器の添付文書、各種医療安全情報等によって立位の危険性が指摘されていたことなどを踏まえて、Bには特段の事情（左側臥位をとることが患者にとって著しく困難であったこと）がない限り、立位ではなく左側臥位を選択すべき注意義務があったと判断しました。その上で、本件ではそのような特段の事情は認められないとして、Bに注意義務違反（過失）を認め、原告の死亡慰謝料の請求を一部認容しました。

## 4.コメント

医療訴訟では、医療従事者に過失があったか否かを「医療水準」を基準に判断し、その内容は、ガイドライン、医学文献等を参考としながら法的な観点から検討されます。そして、医療水準に満たない医療行為が行われたときは、当該医療従事者に過失があったと判断されます。

本判決は、遅くとも本件事故当時には、立位による浣腸には直腸の穿孔等の危険性があり、浣腸は左側臥位を基本として慎重に実施すべきことが、看護師を含む医療従事者に一般的に認識されていたと認定して、原則として左側臥位により浣腸を実施することが、本件事故当時の医療水準であったと判断しました。

この点、臨床現場では、左側臥位で実施できない場合も多いとの指摘もあり、本判決の判断は、医療慣行に反するものとも言えそうです。しかし、医療水準は法的判断である以上、医療慣行と常に一致するわけではありません。本判決は、危険性についての問題意識なく立位で実施するという医療慣行があったのだとすれば、そのことに警鐘を鳴らしたものと言えます。

### 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242